

Do テックソリューション株式会社
代表取締役 大崎達也 殿

令和3年 5月 19日

〒260-0013
千葉市中央区中央4丁目13番10号
千葉県教育会館5階
適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民サポートちば
理事長 拝師 徳彦



再申入書兼要請書

令和2年12月11日付、「回答書」を拝見いたしました。

令和2年11月13日付「申入書兼問合せ書」においてご指摘差し上げた条項の一部について、修正いただける旨のご回答をいただき感謝申し上げます。

一方で、一部条項についてのご回答については、以下のとおり、いまだ問題があると言わざるを得ませんので、再度申入れ及び要請をさせていただきます。ご多忙のことと思いますが、令和3年6月21日までに、書面でご回答いただきますようお願い申し上げます。

第1 再申入れの趣旨

第14条第7項については、条項を削除するか、適切な内容に修正してください。

第2 申入れの理由（第14条第7項）について

貴社は、「死亡したとき」、「刑事上の訴追を受けたとき」に期限の利益が喪失するとした第14条第7項は、問題のある条項ではないと主張しておられます。

しかしながら、以下のとおり、当該条項は、消費者契約法第10条に違反するものと判断致しましたので、改めて、その削除又は適切な修正を求めます。

1 消費者契約法第10条について

消費者契約法第10条は、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって（以下、「消契法第10条前段」といいます。）、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの（以下、「消契

法第10条後段」といいます。)は、無効とする。」と規定しており、消費者の利益を一方的に害する条項を無効とすると定めております。

2 「死亡したとき」を期限の利益喪失事由とすること

(1) 10条前段該当性

民法第136条2項は、「期限の利益は、放棄することができる。」と規定しております。本条項は任意規定であり、約款上、期限の利益を放棄する条項を設けることができます。

ただし、民法第136条は、債務者が「死亡したとき」について期限の利益を放棄する場合とは規定しておりません。また、民法第137条には、「債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。」(1号)、「債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。」(2号)、「債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。」(3号)の3つの期限の利益喪失事由が規定しておりますが、債務者が「死亡したとき」は期限の利益を喪失する場合とは規定しておりません。

むしろ、民法第896条本文は、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」と規定しており、相続の場合の被相続人のリース料債務は、期限の利益のある債務として承継されます。

ところが、本件条項は、「死亡したとき」に一律に期限の利益を喪失するとする条項であり、民法第136条、第137条、第896条に比して消費者の義務を加重するものと思料致します。

(2) 消契法第10条後段該当性

本件条項が適用された場合の相続人(消費者)の利益状況を検討してみると、債務者が死亡した場合、相続した債務について分割であれば支払えるが、一括の返済はできないという相続人は非常に不利益な事態となります。例えば、住んでいる建物と少額の預金しか相続財産がない相続人が貴社から全額返済を迫られるならば、相続人は相続放棄ないしは限定承認をせざるを得ない場合があります。貴社は、相続放棄の余地があることを、ご主張の根拠としておりますが、相続放棄を余儀なくされることは、相続人にとって大きな不利益となります。

一方で、貴社は、本来、分割でしか得られなかったリース料を、死亡という偶然の事由により、一括して得られるという利益を受けることとなります。

以上のように、「死亡したとき」を期限利益喪失条項とすることは、貴社には民法の規定以上に利益がある一方、利用者の相続人(消費者)にのみ予期せぬ多大な不利益を与えるので、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するといえます。

3 「刑事上の訴追を受けたとき」を期限の利益喪失事由とすることについて

(1) 消契法10条前段該当性

上記2(1)において述べたことと同様に、民法第136条は、債務者が「刑事訴追を受けたとき」について期限の利益を放棄する場合とは規定しておりません。また、民法第137条は、債務者が「刑事訴追を受けたとき」は期限の利益を喪失する場合とは規定しておりません。

そもそも、申入書でも述べましたが、刑事訴追自体は利用者の経済的信用性に何ら関係がなく、これを期限の利益喪失事由とすることはそもそも不合理です。また、我国の法律では、無罪推定の原則（憲法第31条、刑事訴訟法第336条）が定められており、刑事訴追を受けること自体は何ら非難に値することではありませんし、仮に、利用者が刑事事件で有罪と認定されたとしても、経済的信用性に影響を及ぼさない場合も多く、刑事訴追を一律期限の利益喪失事由とする根拠は全くありません。

ところが、本件条項は、「刑事訴追を受けたとき」に一律に期限の利益を喪失するとする条項であり、民法第136条、第137条に比して消費者の義務を加重するものと思料致します。

(2) 消契法第10条後段該当性

本件条項が適用された場合の利用者の利益状況を検討してみると、利用者が刑事訴追を受けた場合、本来、分割で支払えば良かったリース料を一括で支払う必要に迫られます。

一方で、貴社は、本来、分割でしか得られなかったリース料を、刑事訴追という偶然の事情により、一括して得られるという利益を受けることとなります。

以上のように、「死亡したとき」を期限の利益喪失条項とすることは、貴社には民法の規定以上に利益がある一方、利用者の相続人（消費者）にのみ予期せぬ多大な不利益を与えるので、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するといえます。

4 小括

以上から、同条項は、消費者契約法第10条に違反すると思われます。よって、上記条項を削除するか、適切な内容に修正してください。

第3 要請事項（第5条第1・2項）について

貴社は、エンジン始動制御装置の搭載・使用を認める第5条第1・2項について、使用相当額の支払いをした車両の使用権を認めるものであるとの理由で、消費者の権利を一方的に害するものではないと主張しております。

貴社の主張については、慎重に検討いたしましたところ、貴社による第3項の修正内容を踏まえると、本件条項については、民法の基本原則である自力救済の禁止の観点から疑問が残るものの、第5条第1・2項については、当団体の権能に基づく申し入れは終了と致します。

もっとも、エンジン始動制御装置の無催告での使用は、利用者に対して予期せぬ多大な損害を与える危険があるのみならず、交通事故の原因とな

る可能性もあり、本件契約と無関係の第三者に対して損害を与える危険があるものと思料致します。そして、貴社がGPSによって車両の所在地等を確認できるシステムとなっている以上、エンジン始動制御装置の安易な使用によって第三者に損害が生じた場合、貴社がその責任を負担することになる危険が皆無というわけではありません。

つきましては、エンジン始動制御装置の使用に当たっては、事前に、利用者に対して、エンジン始動制御装置を使用する日時を告知したりするなどして、予め利用者が、エンジン始動制御装置の使用される正確な日時を認識できるようにすることが適切ではないかと思料致します。

以上から、当団体としては、当団体の権限である差止め請求権に基づかない任意の要請として、貴社に、適切な方法で、利用者が確実にエンジン始動制御装置の使用日時を認識できるようにすること及びその内容を約款上明らかにすることを要請いたします。

なお、仮に、既に上記配慮に基づく対応が行われている場合には、その内容をご教示いただきたく思います。

以上